

農林漁業者に対する金融支援対策

<対策のポイント>

原油価格・物価高騰等の影響を受けた農林漁業者に対して資金が円滑に融通されるよう、**実質無利子化・無担保化等**を措置し、加えて、**農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の特例**を設けます。

<政策目標>

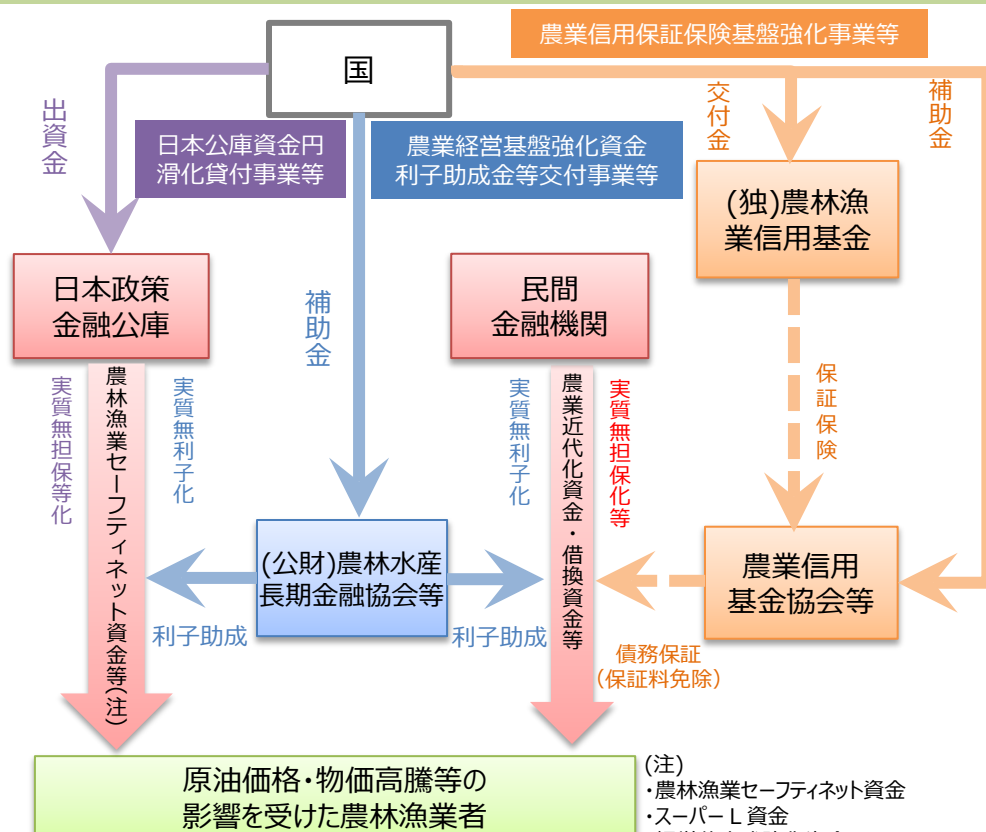
原油価格・物価高騰等の影響を受けた農林漁業者に対する資金調達の円滑化

<支援の概要>

<事業イメージ>

原油価格・物価高騰等の影響を受けた農林漁業者に対して資金が円滑に融通されるよう、以下の支援を実施します。

- ① 日本政策金融公庫資金や農業近代化資金等の融資について、**貸付当初5年間実質無利子化**を措置します。(農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業等)
- ② 日本政策金融公庫から**実質無担保・無保証人による融資**を受けられるよう措置します。(日本公庫資金円滑化貸付事業等)
- ③ 農業近代化資金等の融資の際、農業信用基金協会等の**債務保証の実質無担保・無保証人**での引受け及び引受当初5年間の**保証料免除**を措置します。(農業信用保証保険基盤強化事業等)
- ④ **農林漁業セーフティネット資金**について、上記①(実質無利子化)や②(実質無担保・無保証人による融資)に加え、**貸付限度額の特例**を設けます(年間経営費等の6/12又は600万円を別枠で措置)。



原油価格・物価高騰等の影響を受けた農林漁業者

(注)
 ・農林漁業セーフティネット資金
 ・スーパーL資金
 ・経営体育成強化資金

【お問い合わせ先】 (農業) 経営局金融調整課 (03-3502-7248)
 (林業) 林野庁企画課 (03-3502-8037)
 (水産) 水産庁水産経営課 (03-6744-2347)

通常	年間経営費等の6/12 又は 600万円	⇒	特例	同 12/12 又は (※) 1,200万円
----	----------------------------	---	----	------------------------------

※ 新型コロナの影響を受けた農林漁業者が、さらに原油価格・物価高騰等の影響を受けた場合は、年間経営費等の18/12又は1,800万円